

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 13 件、陳情 4 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 102 号、横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 103 号、横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例、議案第 110 号、財産の無償譲渡について（横手市障害者支援施設大和更生園）及び議案第 111 号、財産の無償譲渡について（横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス）の 3 件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「無償譲渡については、温泉施設の件で苦い思いをしているところであり、この施設についても途中で返還されたらという心配がある。そのような部分について、契約上の縛りはあるか」との質疑に対し、当局より、「公募をする際に、最低でも 10 年は同じ事業を営んでもらうことを条件としている。また、障がい者制度の中で施設運営は黒字が出る事業であり、特に大和更生園などは入所施設であることから確実な収入が見込めるため、経営が難しくなり返還されるという事態はないものと考えている」との答弁がありました。

これについて委員より、「経営的に赤字にならないことは理解できるが、契約書の中で 10 年間経営してもらうこと以外に取り決めはないか」との質疑があり、当局より、「契約の中では 10 年の縛り以外の記載はない。ただし、法人が運営を継続できないということになれば、市全体の障がい者福祉事業に影響することであり、市が責任をもって対応しなければならないと考えている」との答弁がありました。

このほか、「指定管理期間中の法人の運営状況」や「施設の老朽化」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議案第 104 号、横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「産前産後期間の保険税減額措置について、対象者への周知はどのように行うのか。また、必要事項が確認できる場合は職権により減額措置を適用するとのことだが、本人が届け出なくとも、対象になると確認できれば、自動的に適用されるということによいか」との質疑に対し、当局より、「該当すると思われる方へは個別に通知し、広報、チラシ等でも周知したいと考えている。なお、出産までに届け出が無い場合については、出生届等の事実確認を行い職権で手続きを取りたいと考えている」との答弁がありました。

また、「減額適用になると4カ月の減額期間があるが、他自治体で出産し、翌月横手市に転入したような場合は減額措置が適用されないのか」との質疑に対し、当局より、「出産後に横手市へ転入し、該当月分がある場合は横手市で免除の手続きを行うことができる。そのような場合、転出前の市町村から転出先の市町村へ連絡をすることで対応できるものと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 106 号、横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 107 号、横手市障害者グループホーム設置条例を廃止する条例については、「施設の老朽化に伴う今後の方向性」や「法人移管後の市の関与」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 108 号、横手市霊柩自動車条例を廃止する等の条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「斎場設置条例の一部改正につ

いて、今回の改正で全面的に見直しをしたとのことだが、改正前の条例では使用料免除の規定があり、免除を受ける条件についての記載があった。改正により削除されているのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「改正前の条例では使用料免除の条項で生活保護法に基づく葬祭扶助料の給付を受けて葬儀を営むものは免除するという規定になっていたが、葬祭扶助料には火葬料等も含まれていることから、改正により削除したものである。また、改正後の条例では、減額または免除することができるという規定に改めている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 113 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町生きがい創作館）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理者である社会福祉事業団が老人専用マンションを整理する方向性を示しているが、指定管理期間は令和 10 年度までの 5 年間で問題はないか」との質疑に対し、当局より、「県から老人専用マンションが廃止される方針は示されたが、今後については県と協議を進めていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 114 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市十文字町健康福祉センター）及び議案第 115 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄地域福祉センター）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 116 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」）については、「入浴設備」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 117 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市サンハイム）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「サンハイムが今の時代にしては非常に大きい建物になってしまっていると感じる。当時は需要があっただろうが、将来的にどのようにするのかを考えたときに、起債の残高など様々な縛りなどが出てくると思う。その辺りを加味した中で今後の運営をどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「平成元年建築の木造建物であり、起債、耐用年数は終わっている。今後の方向性については、なるべく国の補助が受けられるような方法で、アパートの借り上げなど、施設が無くても支援できるような方策を指定管理者と検討しているところである」との答弁がありました。

このほか、「入居希望世帯数の傾向」や「市と指定管理者の連携」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 5 第 14 号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「ケア労働者は一般の労働者と賃金が相当違うため、他の業種に流出してしまうという現実もあり、労働者間で不団結を生み出していることは是正しなくてはならない。まずは、医療、介護現場で働く人たち、これからの市民のためにもケア労働者の賃上げと人員配置は喫緊の問題である。もう一つは原油高騰など様々あるが、医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策についてこれまで行われてはいるが、今は本当に大変な時期であり、そこはぜひ工夫すべきであるということから、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情 5 第 15 号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出

を求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「マイナンバーカードが是か非かという問題を除いても、全国的に健康保険証との関連でトラブルが起きている。医療関係者をはじめとして、結局は患者である私たちが非常に困ることになるため、現行の保険証は残していただきたく、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第17号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「医療費助成の取り組みについては、本来国がやるべきものという市長の思いがありながら、横手市は全国的にも先駆けて行ってきたが、10年以上かかった。だが、結局国は、全国的に親や子供たち自身の問題であることを主張して自治体にペナルティを科してきたことを覆す方向にきていると思われる。秋田県は少子高齢化が著しい。横手市が先駆けて、所得制限なしで18歳まで医療費無料化となったことは本当にありがたいことであるが、秋田県として保障すれば横手市の財政的にも予算を多方面に使えるということから、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第18号、物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「この陳情について共感したのは、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるようにということである。高齢者が老齢基礎年金だけで生活はできないということがずっと言われているが、それを見ている若者たちは本当にイメージがわからない。そういった意味もあり、物価上昇に見合う老齢基礎年金等を支給していかなければ、これから先、若者たちも生きていくのが困難であることから、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案9件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第118号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市総合技能センター）については、「目標値となっている国家技能検定の受験者数や実施職種」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田堆肥処理センター）及び議案第120号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森堆肥センター）の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号、公の施設の指定管理者の指定について（大森農産物食品加工体験施設）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「事業計画に6次産業化を目指すとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか」との質疑に対し、当局より、「新たに製造・販売を始めた一寸椎茸のうま煮をメインとして行うほか、枝豆なども生産しており、そういった部分でも6次産業化を図っていきたいという話を聞いている」との答弁がありました。

このほか、「施設の利用率や管理運営の目標値」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市水稻育苗センター）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「10

棟あるハウスについて、今後5年間において全て活用することを見込んだ収支計画となっているのか」との質疑に対し、当局より、「近年、利用者が少なくなり苗の提供数も減少しているが、市内の育苗施設において災害や生育不良などの場合に備えて、これまでと変わらず全てのハウスを活用する見込みである」との答弁がありました。

また、「施設の修繕について、金銭的な部分も含めて市としての関与はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「パイプハウスは令和3年の雪害によって倒壊したため全て更新しているが、昭和54年に建築された管理棟はかなり老朽化が進んでいる。指定管理者側の具体的な要望に沿った形で市が責任を持って修繕した上で、FM計画に基づいて譲渡する方向で協議を進めている」との答弁がありました。

これに対し、委員より「譲渡を進める上で借地の解消についても検討してほしい」との意見がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市地域種苗支援センター）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市ふれあいセンター）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「収支計画書を見ると事業収入がなく、委託費も多い状況であり、指定管理をするメリットが感じられないが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「委託費についてはホールの音響などの専門業務も保守管理委託している。施設の設置目的として観光振興の部分が大きいですが、この施設はかまくらや市民盆踊りの会場に隣接しており、観光を発信する拠点の一つとして捉えている。市としては横手市観光協会と連携しながら事業を進めていくのが一番ふさわしいと考えている」との答弁がありました。

これに対し、委員より「指定管理の仕組みを相手方に十分理解してもらい、市民にメリットが伝わるようによく協議しながら取り組んでほし

い」との意見がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 125 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市顧客利便施設、こうじ庵）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 126 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市営住宅、郷土館住宅ほか 36 施設、横手市特定公共賃貸住宅、田町団地ほか 3 施設、横手市単独住宅、西原住宅、横手市定住促進住宅、南相野々住宅）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「雪下ろし・排雪委託料について、その年によって降雪量が異なるため余剰や不足が生じる場合があると思うが、どのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「募集要項の中では剰余金が発生した場合は経営努力として精算による返還を求めないことになっているが、現実的には事業費の中で修繕料など様々な支出が生じるため、最終的には 5 年間の限度額の中でやりくりをしてもらっている」との答弁がありました。

このほか、「雪による住宅の破損にかかる責任の所在や対応」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 5 第 16 号、冬季間の除雪に関する陳情について、審査における主な意見を申し上げますと、「この道路の利用者は限られており、緊急車両はほかの道を通行できるため住民にとって支障はないと思う。道幅が非常に狭く除雪が難しいことに加え、市内には同じような道が多々あり、法定外道路の除雪を全て市で行うとなると大変である」との意見や、「市道と法定外道路が重なっているケースでも、生活道路や高齢化といった理由で路線除雪を行っている場所はある。除雪が入らないから外出機会が減るとするのは高齢化の問題の一つであり、一概に無下にはできない。16 世帯がいる地区であり、市民サービスの観点からも、また克

雪を進めるためにも、将来的にこのような道路も除雪していかなければいけない方向になるのではないかと感じる」との意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、出席者可否同数となり、委員長裁決により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案8件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第101号、横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、「マイナンバー制度による事務負担軽減の状況」などについての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号、横手市火災予防条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号、工事請負契約の締結について（十文字文化センター解体工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「財源は一般財源を使うとのことだが、合併特例債や有利な起債、交付金などは該当しなかったのか」との質疑に対し、当局より、「事業費が億単位であり、予算計上の段階で有利な財源を探すというのは大前提であるが、合併特例債を活用する場合は施設の統廃合が前提となる。他の起債ではFM債もあるが、交付税算入もない。今回の場合は危険老朽化施設であるため、解体を急ぐ必要があると判断し、一般財源で対応した」との答弁がありました。

また、「今後も一般財源を使って解体する工事が出てくるとすれば、市独自の政策で取り組むソフト事業について、やりたくてもできなくなることが心配されるが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「解体工事に一般財源を充当するケースもあるが、FM基金を毎年度積み立てしており、その基金を活用することで、解体工事の実施により他の事業などの一般財源が不足することがないように、全体の状況を見

ながら予算編成をしている。なお、FM債については、秋田県市長会を通じて国に対し、除却事業に対する交付税措置の要望を上げている」との答弁がありました。

このほか、「入札における競争性の確保」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 112 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町中心部活性化施設）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理者選定委員会の審査結果において、収支計画についての評価点が低くなっている理由は何か。また、指定管理者が施設を長く管理していけるよう、収支計画に関し市としてフォローしていくべきと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「選定委員会の審査の中で、『利用団体について利用料金が減免の取扱いとなっており、利用料金の徴収も検討するように』といった意見があったため、収支のバランスの点で点数が低くなったものとする。また、指定管理者とは、事業を行う上で様々な情報交換をしており、今後も市としてできることを伝えながらモニタリングを行っていきたい」との答弁がありました。

また、「利用者は利用料金の減免団体のみとのことだが、減免の判断基準はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「株式会社など営利活動を通じて収益を生む団体については減免の対象にはならないが、地区交流センターなど実費等の範囲内で収入を得て事業を行う団体については、全体の事業の在り方、利用の目的等も含めて営利、非営利を判断している現状にある。今回の指定管理にあたっては、この基準に関する指摘も含めての選定委員会の評価につながっていると思うため、今後の協議の中で営利に該当する部分については線引きを検討していく必要があると考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 127 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市横手体育館、横手市横手武道館）について、主な質疑と答弁を申し上げ

ますと、「指定管理をしたことにより、サービス向上の部分で何か目に見える効果はあったか」との質疑に対し、当局より、「現指定管理者について、令和3年度からの指定管理の状況としては、コロナ禍で利用者数が大きく落ち込んだ中でも、スポーツ振興に関する専門的な団体の特性を活かした管理運営とサービス提供に努められている。具体的には、指定管理当初から、利用時間や休日に利用できる日数が増えている」との答弁がありました。

また、「指定期間の終期が令和9年3月末までだが、新横手体育館の供用開始が令和8年度中であれば、2つの横手体育館がある状態になり、しっくりこない。指定期間の終期を新横手体育館の供用開始日に合わせて区切ったほうが良いと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「現在、新横手体育館の供用開始日は明確に決まっていない状況にあり、一定期間、並行して稼働することもあると想定している。実際の運営の中で、新しい体育館に円滑に移行するためには様々な準備が必要であることを踏まえると、年度途中ではなく、まずは年度末までの指定期間とすることが妥当と考え定めたものである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第135号、横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第136号、横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第137号、横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第12号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編制標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請する意見書提出に関する陳情では、陳情者を参考人として招致し、審査を行いました。

審査では、参考人からは陳情の趣旨について、当局からは市立小中学

校の現状について説明があり、それぞれに対して質疑を行いました。本陳情については、質疑終了後に休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、青山豊委員より、賛成の立場で、「この陳情の趣旨に書かれているものと、秋田県、ひいては横手市の現状というものは少し離れている部分があるかと思うが、これは国に対する陳情であり、趣旨は十分理解できるものである。また、教育委員会の説明にも危機感が表れており、秋田県、ひいては横手市にもいずれこのような困難な部分があるであろうということを鑑みれば、この陳情に関しては願意妥当と思ひ、賛成する」との討論がありました。

また、加藤勝義委員より、賛成の立場で、「この教育については、教職員の定数も含め、基礎定数や加配定数等々、国の標準があり、その後に県で基準を設け、そして各市町村にということになる。この陳情内容にあるとおり、文科省が主たる方向付けになるが、少子化が進んでいる中で逆に教職員が減っていないのではという考え方もあり、義務教育費は国庫負担金であるため、これを削減しようという省庁もある。横手市は少子化が一段と進んでいる地域であるため、この先を見据え、この陳情の内容について国に出すことは願意妥当だと思ひ、賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。